

第1条(名称)

本連盟は名称を栃木県ハング・パラグライディング連盟と称し、略称をTHF とする。

第2条(所在地)

本連盟の所在地は栃木県内に置く。

第3条(目的)

本連盟は栃木県内のハング及びパラグライダーフライヤーならびにハング及びパラグライディング関係者の意志を統括代表するスポーツ団体として、栃木県のハング及びパラグライディングの健全な発展と普及を図ることを目的とする。

第4条(代表機関)

- 1 本連盟は栃木県のハング及びパラグライディングに関する全ての統括意志の代表機関とする。
- 2 本連盟の代表者を社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下JHF)の正会員として派遣する。

第5条(事業)

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 栃木県内のハング・パラグライディングの普及及び振興
- 2 栃木県内のエリア管理指導及び諸規定の制定
- 3 各種催事の主催、共催、及び後援
- 4 栃木県内行政当局との連絡、調整
- 5 JHF各委員会への委員派遣
- 6 JHF事業への参加、協力
- 7 その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第6条(会員)

本連盟の会員は次の通りとする。

- 1 普通会員:本連盟に登録した各種団体(フライヤークラブ、スクール等)において、ハングまたはパラグライディング活動を行うJHFフライヤー登録の有効者

第7条(会計)

- 1 本連盟の運営費は、JHFの補助金及び、県連諸事業による収入等をもって充てる。
- 2 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条(運営及び役員)

- 1 本連盟の運営は、本連盟に登録した各種団体(フライヤークラブ、スクール等)の代表者(複数可)により執り行なわれるものとする。
- 2 本連盟に次の役員を置く。
理事長 1名
副理事長 3名以下
理事 若干名
監事 1名
- 3 理事長、監事等役員の選出は団体代表者会にて定める。
- 4 役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

第9条(役員職務)

- 1 理事長は本連盟の運営を代表し統括する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは代行する。
- 3 理事は本連盟の運営を行う。
- 4 監事は本連盟の運営及び財産の監査を行う。

第10条(附則)

- 1 本規定に定めるもののほかに本連盟の運営に必要な事項は役員会の議決を経て理事長がこれを定める。
- 2 本規定は役員会の議決により改正する事ができる。
- 3 本連盟の会議の運営方法及び決定権は JHF の運営を参考とする。